

老企第22号第2 3-(7)-④より抜粋

居宅サービス計画の作成または変更にあたっては、利用者及びその家族の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等サービス以外の、例えば、市町村保健婦等が居宅を訪問して行う指導・教育等の保健サービス、老人介護支援センターにおけるソーシャルワーク及び市町村が一般施策として行う給食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、給食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健婦・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。